

エピック・ファンド・オブ・ファンズ -
エピック・ヘッジファンド・セレクション 1
(Epic Fund of Funds - Epic Hedge Fund Selection 1)

円建/ケイマン諸島籍オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書（全体版）

（第 5 期）（決算日：2016 年 11 月 30 日）

ファンドの形態	円建/ケイマン諸島籍/オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	信託設定日は平成 23 年 10 月 24 日、存続期間はマスター・トラスト設定から 150 年間はです。
繰上償還	受託会社および管理会社は、以下のいずれかの状況においてファンドの終了を決定することができます。 (a) ファンドの純資産価額が 1 億円未満となったとき (b) ファンドが 2 つ以上の組入ファンドへ投資できなくなったとき (c) 投資運用会社が、投資運用契約に基づく義務を履行するために必要な全ての免許、認可、許可および承認の保有をやめたときまたは投資運用会社の解散もしくは管理に関する申し立てが行われもしくは決議が可決されたとき
運用方針	ファンドの投資目的は、リスクを最小限に抑えつつ長期的に絶対収益を達成することにあります。
主要投資対象	投資運用会社が自ら運用する組入ファンドに投資します。
ファンドの運用方法	投資運用会社は自らが運用する組入ファンドにその資産を投資することによってファンドの投資目的を達成することを目指しています。ファンドはまた現預金を保有することもできるほか、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的として投資運用会社はその裁量で決定する国債、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品への投資も可能です。
主要投資制限	投資運用会社は、ファンドの勘定で以下の行為を行いません。 (a) 投資運用会社が運用していない組入ファンドへの投資 (b) 単一の組入ファンドへの投資 (c) ファンドの純資産価額の 50% を超えて 1 つの組入ファンドに対し投資すること
分配方針	ファンドは分配を行いません。

管理会社

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

代行協会員

ヘッジファンド証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、エピック・ファンド・オブ・ファンズ - エピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、第5期の決算を行いました。

当ファンドは、投資運用会社が運用する他のファンドに分散投資することにより、リスクを最小限に抑えつつ長期的な絶対収益の達成を目指して運用を行いました。今期の運用経過等について、以下のとおりご報告いたします。

今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

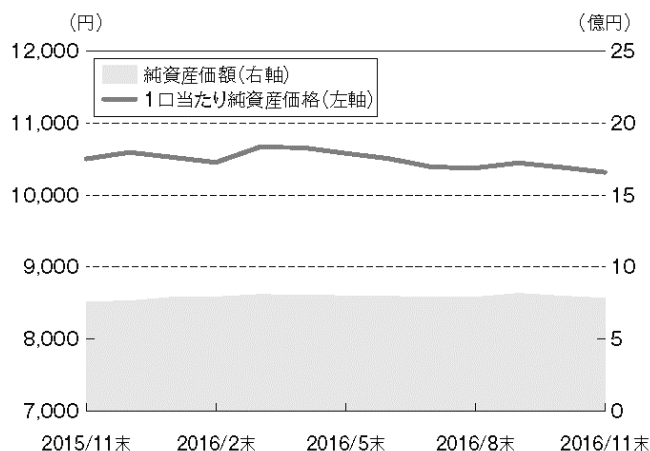
目 次

	頁
第1 当期中の運用の経過および運用状況の推移等	1
第2 運用実績	8
第3 ファンドの経理状況	11
第4 お知らせ	37

(注) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。

第1 当期の運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針



第4期末1口当たり純資産価格：	
	10,502円
第5期末1口当たり純資産価格：	
	10,316円
騰落率：	
	-1.77%

- (注1) ファンドは分配金を支払っておりません。
(注2) ファンドにベンチマークは設定されておりません。
(注3) ファンドの1口当たり純資産価格は月1回計算されます。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

リスクオフの傾向が強かった年度初めのマイナスは徐々に改善していったものの、英国のEU離脱懸念等による影響で再びマイナスとなり、以降そのマイナスをカバーするには至りませんでした。

【投資環境について】

2016年の年初は中国や米国の景気への不安や原油価格の下落により円高が進み、大幅な下落となりました。6月に英国のEU離脱が確実となると日経平均は一時15,000円を割り込みました。その後は米国経済統計の回復で緩やかな円安株高となりました。11月の米国大統領選でトランプ候補が勝利すると米国の財政拡大期待から長期金利が上昇し、円安が進み株高となりました。

【ポートフォリオについて】

年初は円高と企業業績悪化懸念からリスクオフの展開となり、ポジション解消の動きが見られたことからエピック・ジャパン・ファンド-プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドとエピック・ジャパン・ファンド-ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドの収益を押し下げました。その後は両ファンドとも回復傾向が見られましたが、英国のEU離脱懸念からEU経済の後退リスクが高まり再びマイナスの収益となりました。エピック・ジャパン・アルファ・ファンド-レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドは期を通じて良好なパフォーマンスでしたが、全体のマイナスを埋めることは出来ませんでした。

【ベンチマークとの差異について】

ファンドはベンチマークを設定しておりません。後記「参考情報」のグラフは、純資産価格と他の代表的な資産クラスとの騰落率の対比です。

【分配金について】

ファンドは、分配を行いません。

《今後の運用方針》

各組入ファンドごとの運用方針は以下の通りです。

- エピック・ジャパン・ファンド・プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド：
個別企業の業績・需給動向や国内外のマクロ動向を勘案し、相対的な割高・割安を適切に判断しながら、マーケットの上下に左右されない安定した収益の獲得を目指します。
- エピック・ジャパン・アルファ・ファンド・レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド：
業績モメンタムの変化に留意し、継続した業績拡大可能な割安銘柄の組入と、成長力や競争力といった中期的な視点により割安銘柄と割高銘柄の選別を進めます。

(2) 費用の明細

項目	料率／金額 ^(注1)	役務の概要
(a) 管理報酬	年間22,000米ドルの日本円相当額 (年間7,000米ドルの日本円相当額の主たる事務所提供に関する報酬を含む。)	ファンド資産の管理業務および受益証券の発行業務の対価として支払われるものです。
(b) 受託報酬	年間120万円	ファンドの受託業務の対価として支払われるものです。
(c) 運用報酬	なし(投資運用会社は、組入ファンドから運用報酬および成功報酬を徴収するため、ファンドからの運用報酬は徴収しません。)	—
(d) 保管報酬	純資産価額の残高150億円まで年率0.02% それを超える部分は年率0.01% ただし、最低報酬月額を4万円とします。	ファンド資産の保管業務の対価として支払われるものです。
(e) 管理事務代行報酬	純資産価額の残高150億円まで年率0.08% それを超える部分は年率0.06% ただし、最低報酬年額を432万円とします。	ファンドの管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務の対価として支払われるものです。
(f) 代行協会員報酬	純資産価額に対して年率0.25%	受益証券1口当たり純資産価格の公表等、ファンドの代行協会員業務の対価として支払われるものです。
(g) 販売報酬	純資産価額に対して年率0.50%	ファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取扱い業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われるものです。
(h) その他の費用(当期)	1.22% ^(注2)	監査報酬、弁護士費用、登録更新料、取引手数料、通信費等で構成されています。

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。

(注2) 「その他の費用(当期)」については、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しております。

(3) 投資対象

■ 資産別・国別・通貨別の投資状況（第5期末）

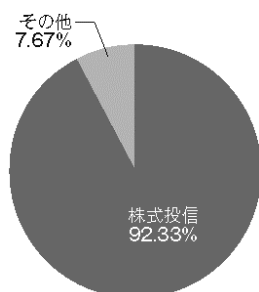
● 組入ファンド（3ファンド）

	銘柄名	主要投資対象	通貨	国	投資比率（%）
1	エピック・ジャパン・ファンド - プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	日本株	円	日本	31.30
2	エピック・ジャパン・アルファ・ファンド - レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	日本株	円	日本	30.52
3	エピック・ジャパン・ファンド - ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド	日本株	円	日本	30.51

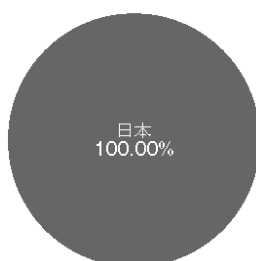
（注1）組入比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

（注2）ファンドは、2016年11月30日までエピック・ジャパン・ファンド - ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド（以下「ウィズダム」といいます。）を保有していましたが、2016年12月1日付で全口売却しました。ウィズダムは2017年1月25日に償還されました。本書作成日現在、組入ファンドはエピック・ジャパン・ファンド - プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびエピック・ジャパン・アルファ・ファンド - レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの2つです。

● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分

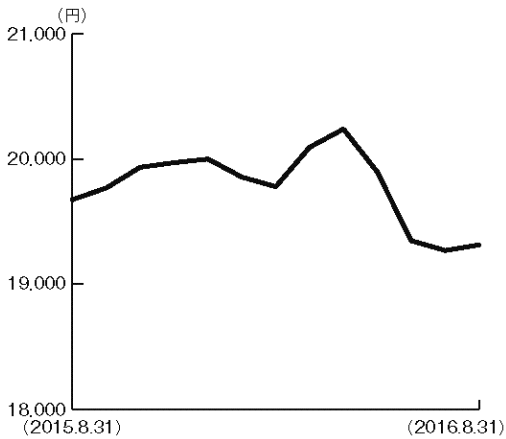


<参考情報>

【組入ファンドの概要】

エピック・ジャパン・ファンド - プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド
 (計算期間：2015年9月1日～2016年8月31日)

● 基準価額の推移



● 上位10銘柄

(組入銘柄数：360銘柄)

(2016年8月31日現在)

銘柄	資産	国	通貨	比率
東邦ガス	株式	日本	日本円	-6.40%
日経225先物 2016/09	株式先物	日本	日本円	-5.65%
TOPIX連動型上場投資信託	株式(ETF)	日本	日本円	-4.52%
カゴメ	株式	日本	日本円	-3.72%
TOPIX先物 2016/09	株式先物	日本	日本円	-3.14%
日経225連動型上場投資信託	株式(ETF)	日本	日本円	-3.02%
トヨタ自動車	株式	日本	日本円	-2.89%
プリマハム	株式	日本	日本円	2.73%
スルガ銀行	株式	日本	日本円	-2.55%
J-POWER	株式	日本	日本円	2.49%

(注) 比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

● 1万口当たりの費用明細

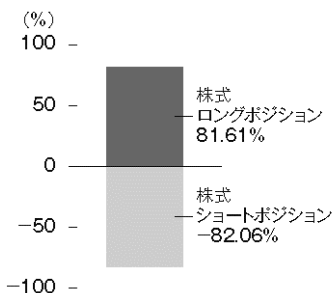
(2016年8月31日現在)

管理報酬	純資産価額の年率0.175%。ただし、最低報酬年額を1,379万5千2百円とします。
受託報酬	年間143万7千円
運用報酬	月ごとに純資産価額の年率2%
成功報酬	四半期ごとにハイウォーターマークを上回った収益分の20%
販売手数料	月ごとに純資産価額の年率0.5%
その他費用	0.09%

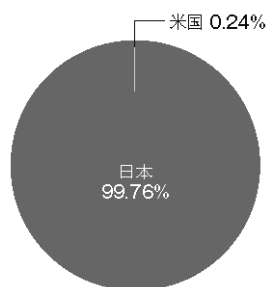
(注1) 費用明細は1万口当たりの情報の入手が困難であるため、当該組入ファンドの直近の期末現在の全体の金額を記載しています。

(注2) その他費用には、当該組入ファンドの直近の計算期間におけるその他費用の合計の純資産総額に対する割合を記載しています。

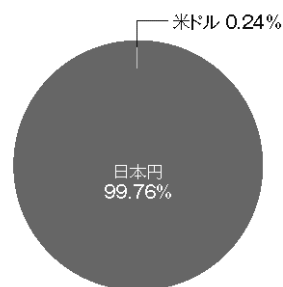
● 資産別配分



● 国別配分

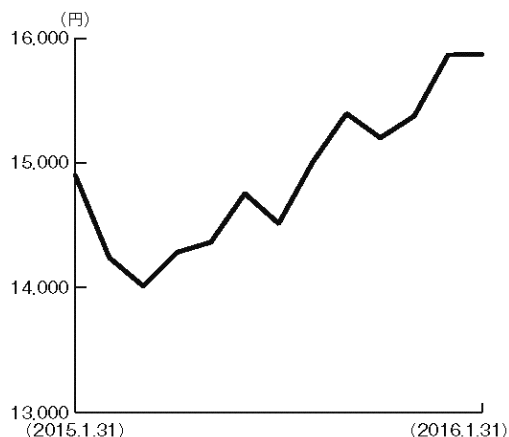


● 通貨別配分



エピック・ジャパン・アルファ・ファンド - レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド
 (計算期間：2015年2月1日～2016年1月31日)

● 基準価額の推移



● 上位10銘柄

(組入銘柄数：244銘柄)

(2016年1月31日現在)

銘柄	資産	国	通貨	比率
TOPIX先物 2016/03	株式先物	日本	日本円	-47.59%
中村超硬	株式	日本	日本円	2.70%
ペプチドリーム	株式	日本	日本円	2.61%
デジタルガレージ	株式	日本	日本円	2.50%
豆蔵ホールディングス	株式	日本	日本円	2.39%
セプテーニ・ホールディングス	株式	日本	日本円	2.33%
コロプラ	株式	日本	日本円	2.12%
アウトソーシング	株式	日本	日本円	2.03%
日産化学工業	株式	日本	日本円	-1.96%
ソースネクスト	株式	日本	日本円	1.92%

(注) 比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

● 1万口当たりの費用明細

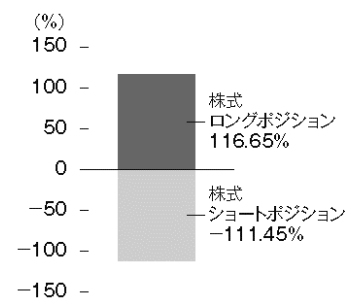
(2016年1月31日現在)

管理報酬	純資産価額の年率0.16%。ただし、最低報酬月額を50万円とします。
受託報酬	年間18,000米ドル
運用報酬	月ごとに純資産価額の年率2%
成功報酬	四半期ごとにハイウォーターマークを上回った収益分の20%
販売手数料	月ごとにJPY-Mクラスの純資産価額の年率0.5%
その他費用	0.17%

(注1) 費用明細は1万口当たりの情報の入手が困難であるため、当該組入ファンドの直近の期末現在の全体の金額を記載しています。

(注2) その他費用には、当該組入ファンドの直近の計算期間におけるその他費用の合計の純資産総額に対する割合を記載しています。

● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分



エピック・ジャパン・ファンド - ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド
 (計算期間：2015年3月1日～2016年2月29日)

● 基準価額の推移



● 上位10銘柄

(組入銘柄数：416銘柄)

(2016年2月29日現在)

銘柄	資産	国	通貨	比率
TOPIX連動型上場投資信託	株式(ETF)	日本	日本円	-9.67%
日経225連動型上場投資信託	株式(ETF)	日本	日本円	-8.79%
TOPIX先物 2016/03	株式先物	日本	日本円	-4.45%
日経225先物 2016/03	株式先物	日本	日本円	-4.13%
東邦ガス	株式	日本	日本円	-3.40%
カルソニックカンセイ	株式	日本	日本円	-2.51%
山一電機	株式	日本	日本円	2.19%
アイシン精機	株式	日本	日本円	-1.99%
デンソー	株式	日本	日本円	1.99%
かんぽ生命保険	株式	日本	日本円	-1.92%

(注) 比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

● 1万口当たりの費用明細

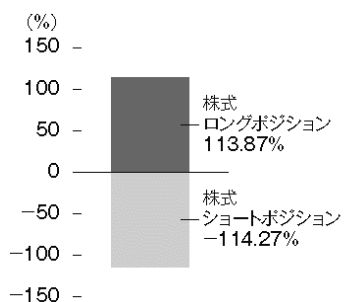
(2016年2月29日現在)

管理報酬	純資産価額の年率0.155%。ただし、最低報酬年額を848万円とします。
受託報酬	年間125万円
運用報酬	月ごとに純資産価額の年率1.5%
成功報酬	四半期ごとにハイウォーターマークを上回った収益分の20%
販売手数料	月ごとにJPY-Mクラスの純資産価額の年率0.5%
その他費用	0.37%

(注1) 費用明細は1万口当たりの情報の入手が困難であるため、当該組入ファンドの直近の期末現在の全体の金額を記載しています。

(注2) その他費用には、当該組入ファンドの直近の計算期間におけるその他費用の合計の純資産総額に対する割合を記載しています。

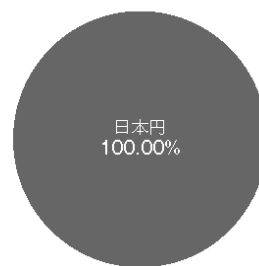
● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分



(注) ファンドは、2016年11月30日までエピック・ジャパン・ファンド - ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド (以下「ウィズダム」といいます。)を保有していましたが、2016年12月1日付で全口売却しました。ウィズダムは2017年1月25日に償還されました。本書作成日現在、組入ファンドはエピック・ジャパン・ファンド - ブラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびエピック・ジャパン・アルファ・ファンド - レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの2つです。

第 2 運用実績

(1) 投資状況

資産別および国別の投資状況は以下のとおりです。

(2017年3月末日現在)

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率 (%) (注)
投資信託	ケイマン諸島	690,761,003	90.12
現金およびその他の資産 (負債控除後)		75,693,174	9.88
合計 (純資産総額)		766,454,177	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2017年3月末日現在)

順位	銘柄名	地域	種類	保有口数	簿価 (円)		時価 (円)		投資比率 (%)
					1口当たり	合計	1口当たり	合計	
1	プラウイス	ケイマン諸島	投資信託	17,437	19,854	346,207,664	19,598	341,730,326	44.58
2	レゾリューション	ケイマン諸島	投資信託	19,707	13,200	260,134,916	17,711	349,030,677	45.54

② 投資不動産物件

該当ありません。(2017年3月末日現在)

③ その他投資資産の主要なもの

該当ありません。(2017年3月末日現在)

(3) 純資産の推移

各計算期間末ならびに2017年3月末日前一年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産価額 (円)
第1期末日(2012年11月30日)	607	8,888
第2期末日(2013年11月30日)	639	10,416
第3期末日(2014年11月30日)	798	10,795
第4期末日(2015年11月30日)	757	10,502
第5期末日(2016年11月30日)	782	10,316
2016年		
4月末日	804	10,660
5月末日	799	10,580
6月末日	795	10,506
7月末日	790	10,389
8月末日	789	10,376
9月末日	816	10,446
10月末日	797	10,385
11月末日	782	10,316
12月末日	781	10,286
2017年		
1月末日	785	10,401
2月末日	777	10,333
3月末日	766	10,261

(4) 分配の推移

ファンドは、分配方針にしたがい、分配を行っていません。

(5) 収益率の推移

	収益率(注)
第1期(2011年12月19日(運用開始日)～2012年11月30日)	-11.12%
第2期(2012年12月1日～2013年11月30日)	17.19%
第3期(2013年12月1日～2014年11月30日)	3.64%
第4期(2014年12月1日～2015年11月30日)	-2.71%
第5期(2015年12月1日～2016年11月30日)	-1.77%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当り純資産価額(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)(税引前)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当り純資産価額(分配落の額)(税引前)(ただし第1期については当初募集価格(受益証券1口当たり10,000円))

(6) 販売および買戻しの実績

下記の期間における販売および買戻しの実績ならびに下記期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

期 間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期 (2011年12月16日 (当初募集最終日) ~2012年11月30日)	68,387.92063 (68,387.92063)	0 (0)	68,387.92063 (68,387.92063)
第2期 (2012年12月1日~2013年11月30日)	0 (0)	6,989.26238 (6,989.26238)	61,398.65825 (61,398.65825)
第3期 (2013年12月1日~2014年11月30日)	62,733.92824 (62,733.92824)	50,198.65825 (50,198.65825)	73,933.92824 (73,933.92824)
第4期 (2014年12月1日~2015年11月30日)	8,681.00673 (8,681.00673)	10,446.37763 (10,446.37763)	72,168.55734 (72,168.55734)
第5期 (2015年12月1日~2016年11月30日)	8,187.05378 (8,187.05378)	4,516.40520 (4,516.40520)	75,839.20592 (75,839.20592)

(注1) () 内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1期の販売口数は、当初募集期間の販売口数を含みます。

(7) 純資産額計算書

(2016年11月末日現在)

	円 (IVを除く)
I 資産総額	788,397,827
II 負債総額	6,131,480
III 純資産総額 (I - II)	782,266,347
IV 発行済口数	75,839.20592 口
V 1口当たり純資産価額 (III / IV)	10,315

第3 ファンドの経理状況

以下に掲げるファンドの直近会計年度の日本文の財務諸表は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるKPMGの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。

ファンドの原文の財務諸表は日本円で表示されています。

KPMG
私書箱493
センチュリー・ヤード、クリケット・スクエア
グランド・ケイマン KY1-1106
ケイマン諸島
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
インターネット www.kpmg.ky

受託会社向け独立監査人の報告書

我々は、エピック・ファンズ・オブ・ファンズのシリーズ・トラストであるエピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下「シリーズ・トラスト」という。）の添付財務書類の監査を行った。財務書類は、2016年11月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度に関する包括利益計算書、持分計算書およびキャッシュフロー計算書ならびに注記、重要な会計方針の概要およびその他の情報から構成される。

本報告書は、我々の取決めの条項に従い、もっぱらシリーズ・トラストの受託会社のために作成されている。我々の監査業務は、私共が本監査報告書において受託会社に対して述べることを求められている事項について述べることを目的として実施され、その他の目的のためではない。私共は、本報告書または私共が形成する意見に関し、我々の監査業務についてシリーズ・トラストおよび受託会社以外の者に対する責任を負うものではない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に従いこれらの財務書類を作成し、適正に表示する責任、および、不正または過失にかかわらず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために経営陣が必要と考える内部統制に対する責任を有する。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に基づき監査を実施した。国際監査基準では、倫理的要件を順守し、財務書類に重大な虚偽表示が含まれていないかについて合理的な保証を得るために監査を計画、実施することが求められる。

監査では、財務書類に含まれる金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手順を実施する。この手順は我々の判断により選ばれ、不正または過失による重大な虚偽表示が財務書類に含まれるリスクを評価する手順等もある。こうしたリスク評価を行う際、我々は、状況に合った監査手順を確立するため、シリーズ・トラストの財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を検討するが、シリーズ・トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。また、監査には、使用されている会計原則の適切性および経営陣が作成する会計上の見積りの妥当性の評価、ならびに、財務書類の全体的表示の評価が含まれる。

我々は、入手した監査証拠が我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると考ええる。

意見

我々の意見では、財務書類は、すべての重要な側面において、国際財務報告基準に従い、2016年11月30日現在のファンドの財政状態および同日に終了した年度に関する財務実績およびキャッシュフローを適正に表示している。

KPMG
2017年2月23日



KPMG
P.O. Box 493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY 1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of Epic Hedge Fund Selection 1 (the "Series Trust"), a series trust of Epic Fund of Funds, which comprise the statement of financial position as at 30th November 2016 and the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken, that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in the auditors' report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Series Trust and the Trustee for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Series Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.
Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (Continued)

audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 30th November 2016 and its financial performance and its cash flows for the year then ended, in accordance with International Financial Reporting Standards.

K P M G

23rd February 2017

(1) 貸借対照表

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
エピック・ヘッジファンド・セレクション1
財政状態計算書
2016年11月30日現在

	注記	2016年度 円	2015年度 円
資産			
損益を通じて公正価値で測定される金融			
資産	3, 4, 5	722, 333, 439	687, 764, 885
現金および現金等価物	6	65, 845, 596	74, 030, 583
未収金	7	218, 792	227, 501
資産合計		788, 397, 827	762, 022, 969
負債			
未払金	8, 10	6, 131, 480	5, 999, 544
負債合計		6, 131, 480	5, 999, 544
持分合計		782, 266, 347	756, 023, 425
負債および持分合計		788, 397, 827	762, 022, 969
発行済受益証券口数	9	75, 839. 20592	72, 168. 55734
受益証券1口当たり純資産価格			
- 日本円クラス		10, 315	10, 476

添付の注記および附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

受託会社を代表して署名した。 (署名) (署名)

日付： 2017年2月23日

(2) 損益計算書

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
エピック・ヘッジファンド・セレクション1
包括利益計算書
2016年11月30日終了年度

	注記	2016年度 円	2015年度 円
収益			
現金残高に係る受取利息		723	4,250
損益を通じて公正価値で測定された金融 資産の純利益	11	12,579,175	13,746,099
総利益		12,579,898	13,750,349
費用			
管理会社報酬	10	2,486,913	2,588,833
販売および代行協会員報酬	10,14	5,956,319	12,892,592
管理事務代行会社報酬	10	4,320,000	4,320,000
保管銀行報酬	10	663,600	705,600
受託会社報酬	10	1,200,000	1,200,000
監査報酬		2,173,702	2,239,237
弁護士報酬		5,419,177	2,594,533
その他費用		2,629,784	3,991,238
費用合計		24,849,495	30,532,033
営業損失合計		(12,269,597)	(16,781,684)
財務費用			
支払利息		207,054	-
財務費用合計		207,054	-
包括損失合計		(12,476,651)	(16,781,684)

損益はすべて継続運用に関連したものである。

この包括利益計算書に表示された以外に、認識した損益はない。

添付の注記および附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 持分変動計算書
 2016年11月30日終了年度

	2016年度 円	2015年度 円
期首持分	756,023,425	794,133,069
持分受益証券の発行	86,000,000	91,000,000
持分受益証券の買戻し	(47,280,427)	(112,327,960)
包括損失合計	<u>(12,476,651)</u>	<u>(16,781,684)</u>
期末持分	<u><u>782,266,347</u></u>	<u><u>756,023,425</u></u>

添付の注記および附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 キャッシュ・フロー計算書
 2016年11月30日終了年度

	2016年度	2015年度
	円	円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
包括損失合計	(12,476,651)	(16,781,684)
包括損失合計から、営業活動による純 キャッシュ・フローへの調整:		
営業資産および負債の増減		
損益を通じて公正価値で測定される金融資 産の(増加)減少額	(34,568,554)	98,424,160
未収金の減少額	8,709	142,755
未払金の増加額	131,936	645,113
	(46,904,560)	82,430,344
財務活動によるキャッシュ・フロー		
持分受益証券の発行による手取金	86,000,000	91,000,000
持分受益証券の買戻しによる支払額	(47,280,427)	(112,327,960)
	38,719,573	(21,327,960)
財務活動による純キャッシュ・フロー		
現金および現金等価物の純変動	(8,184,987)	61,102,384
現金および現金等価物の期首残高	74,030,583	12,928,199
	65,845,596	74,030,583
現金および現金等価物の期末残高		
キャッシュ・フローに関する補足情報:		
受取利息	1,040	4,029
支払利息	(187,075)	-

添付の注記および附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記
2016年11月30日

1. 概要

エピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下、「当シリーズトラスト」という）は、2011年10月24日にエピック・ファンド・オブ・ファンズ（以下、「当トラスト」という）のシリーズトラストとして設定され、信託宣言の適用を受けるオープンエンド型のアンブレラ型投資信託である。当トラストは、2011年10月24日に信託法に基づく免税信託として登録され、2011年11月9日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条に基づきケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録された。

2016年11月30日現在、当トラストにはシリーズトラスト1本のみが設定されており、当シリーズトラストは、2011年12月16日に運用を開始した。本財務諸表は、当シリーズトラストの勘定のみから構成されている。

当シリーズトラストの投資目的は、リスクを最小限に抑え長期的に絶対収益を達成することである。投資運用会社は、当シリーズトラストの資産を自らが運用する他の集団投資スキームに投資することを通じ、かかる目的の達成を目指している。投資運用会社は、当シリーズトラストが投資する集団投資スキームおよび各集団投資スキームに対する割当比率を決定する。当シリーズトラストは現金または預金を保有することもでき、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的とする場合などに、投資運用会社が自らの裁量で決定する国債、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品に投資することもできる。（詳細は、注記5を参照のこと。）

2015年5月22日、Supplemental Offering Memorandumが発行され、投資運用会社が投資することのできる組入ファンドを投資運用会社が運用する3ファンド（すなわちエピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストであるプラウイス・オブ・ジャパン・ファンド、エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストであるウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドおよびエピック・ジャパン・アルファ・ファンドのシリーズトラストであるレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド）に限定した。ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドは、2017年1月25日に償還された。

2. 主要な会計方針

当シリーズトラストが採用した重要な会計方針は、次のとおりである。

準拠表明

この財務諸表は国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際財務報告基準（「IFRS」）およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表した解釈指針に基づき作成されている。

作成の方針

この財務諸表は、当シリーズトラストの機能通貨である日本円で表示されている。この財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の金融資産および損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の金融負債については公正価値で作成されている。その他の金融資産および金融負債は、償却原価で計上されている。買戻可能受益証券はその買戻金額で計上されている。

国際財務報告基準（IFRS）に準拠して財務諸表を作成するため経営陣は、方針の適用、資産および負債の計上金額、収益および費用に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行う必要がある。この見積りおよび仮定は、過去の経験および状況において合理的と考えられるその他の様々な要因に基づき設定されており、その結果は、その他の原始書類からは容易に明らかとならない資産および負債の簿価に関する判断の基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。見積りおよび仮定は、継続的に見直しが行われている。

公表済みであるが当年次期間について適用されておらず早期適用もされていない、新たな基準、改正および解釈

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月に公表されたIFRS第9号は、従来のIAS第39号「金融商品：認識および測定」の指針に替わるものである。当該改正には、金融資産の減損の計算における新たな予想信用損失モデルを含む金融商品の分類および測定、ならびに新たな一般ヘッジ会計要件が含まれている。なお、IFRS第9号において、金融商品の認識および認識中止に関するIAS第39号の指針が引き継がれている。

IFRS第9号は、2018年1月1日以後に開始する年次報告期間について適用されるが、早期適用も認められる。当初の査定に基づき、当シリーズトラストの金融資産および負債の大部分は損益を通じて公正価値で測定されるものに分類されるため、当該基準は当シリーズトラストに対し重大な影響を及ぼさないと予想される。

投資企業：連結に関する例外規定の適用（IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第28号の改正）

当該改正ではとりわけ、投資企業の第三者に対する投資関連サービスが当該企業の相当な部分を占める場合でも、投資企業の要件を満たし続ける限り、投資企業は第三者に対し投資関連サービスを提供することがあることが明確になった。当該改正は、2016年1月1日以後に下賜する年次期間について適用される。当シリーズトラストは子会社を保有していないため、当初の査定に基づき当該改正は当シリーズトラストに対し重要な影響を及ぼさないと予想される。

金融商品

(i) 分類

当シリーズトラストは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」（以下「IAS第39号」という。）に基づき、当シリーズトラストによる投資を損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類している。損益を通じて公正価値で測定される金融資産の分類には、公正価値ベースで管理および測定されることを前提に、損益を通じて公正価値で測定されることを指定された金融資産が含まれ、これには集団投資スキームが含まれる。

償却原価で測定される金融資産に分類されるものは、債権で構成される。これには現金および現金等価物ならびに未収金が含まれる。

貸付金および債権に分類される金融資産は、実効金利法を用いた償却原価（適用ある場合、減損損失控除後）で計上される。

償却原価で測定される金融負債に分類されるものは、その他の負債で構成される。これには未払金が含まれる。

(ii) 認識

当シリーズトラストは、当該金融商品の契約上の規定の当事者になった日に金融資産および金融負債を認識する。金融資産の通常の購入においては、取引日基準を用いて認識している。当該取引日から、損益を通じて公正価値で測定された金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が包括利益計算書に計上される。金融商品の売却による実現損益は、先入先出法(FIFO)で計算する。

(iii) 取得時の測定

金融商品は、取得時に公正価値（取引価格）および（損益を通じて公正価値で測定されない金融資産または金融負債の場合には）当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用で測定する。損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る取引費用は即時に費用計上する。

投資企業の連結に関するIFRS第10号、第12号およびIAS第27号の改正に従い、経営陣は当シリーズトラストは投資企業の要件を満たしていると結論づけた。したがって経営陣は、当シリーズトラストは集団投資スキームに対する投資を損益を通じた公正価値で測定することが適切であると考えている。

貸付金および債権に分類される金融資産は、実効金利法を用いた償却原価で（もしあれば減損を控除して）計上される。損益を通じた公正価値で測定されない金融負債は、償却原価で計上される。

当シリーズトラストから発行された買戻可能な参加受益証券から発生する金融負債は、当シリーズトラストにおける残余持分に対する投資者の権利を表章する買戻金額で計上される。

(iv) 取得後の測定

取得時の測定後、当シリーズトラストは、損益を通じて公正価値で測定され、分類されている金融商品をその公正価値で測定している。公正価値とは、測定日時点で、主要な市場もしくは主要な市場がない場合はシリーズトラストがアクセスできる最も有利な市場において、市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

集団投資スキームの受益証券の公正価値とは、当該スキームの管理事務代行会社の助言による受益証券1口当たり純資産価額（未監査）をいう。各管理事務代行会社から提供された未監査純資産価額は、当該スキームごとに年度末が異なるため、2016年11月30日時点で監査済み純資産価額が入手可能であった場合に使用されたであろう純資産価額と異なる場合があり、重大な差異となる可能性がある。

損益を通じて公正価値で測定される金融商品の公正価値の取得後の変動は、包括利益計算書に計上する。当シリーズトラストは、当該変動が発生した報告期間末に公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動を認識する。

金融資産または金融負債の償却原価は、当初認識額から元本返済額を控除し、当初認識額と満期金額との差額についての実効金利法による償却累計額を加減し、さらに金融資産の場合は減損金額を控除して測定される。

(v) 認識の中止

当シリーズトラストは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その譲渡がIAS第39号に従った認識の中止の要件を満たす場合に金融資産の認識を中止する。当シリーズトラストは、契約に定められた義務が免除されるか、取り消されるかまたは失効した場合、金融負債の認識を中止する。

(vi) 金融商品の相殺

金融資産と負債が相殺され、財政状態計算書において純額が計上されるのは、当シリーズトラストが当該認識額を法的強制力のある相殺権を有しており、純額ベースで決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意思がある場合に限られる。これは一般的に、マスター・ネットリング契約ならびに関連する資産および負債が財政状態計算書において総額で計上される場合とは異なる。2016年および2015年11月30日現在、当シリーズトラストはマスター・ネットリング契約の対象になっていない。

外貨換算

当シリーズトラストの財務諸表に含まれる項目は、当シリーズトラストが運用する主たる経済環境の通貨（「機能通貨」）、すなわち、日本円で測定する。有価証券取引は、当該取引の取引日に財務諸表に計上し、当該取引日終了時点の実勢レートにより日本円（機能通貨／表示通貨）に換算されている。外貨建貨幣性資産および負債は、各年度末時点の為替レートで日本円に換算されている。公正価値で表示される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の決定日時点で日本円に換算される。取引活動から生じた換算差額は、当年度の包括利益計算書に計上している。

受取利息の現金残高

受取利息の現金残高は実効金利ベースで計上される。

課税

ケイマン諸島の現行法において、当シリーズトラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタルゲイン税その他のケイマン諸島の税金はない。当トラストはケイマン諸島の総督から、信託法（2011年改正）第81条にしたがい、かかる課税が成立したとしても50年間にわたりかかる課税を免除される旨の保証を受領している。したがって、当財務諸表において税金に対する引当金は計上されていない。当シリーズトラストは特定の利息、分配金およびキャピタルゲインに関し外国の源泉徴収税を課される場合がある。

費用

費用は、発生基準で損益に計上される。

現金および現金等価物

現金および現金等価物とは、Brown Brothers Harriman & Co.（サブカストディアン。以下「BBH& Co」という。）に保有する現金である。

買戻可能受益証券

当シリーズトラストは、発行された金融商品を、当該商品の契約条項の内容に従い金融負債または持分商品に分類している。

当シリーズトラストは単一のクラスの買戻可能受益証券で構成される。当シリーズトラストによって発行された買戻可能受益証券について、投資家は、買戻日および当シリーズトラストの解散の場合に当シリーズトラストの純資産に対する当該投資家の持分の割合に応じた価額での買戻を請求する権利を有する。発行された当該買戻可能受益証券は、最も劣後する金融商品であり、IAS第32号に従い資本に分類される。

ストラクチャード・エンティティ

仕組事業体とは、議決権が管理業務のみに関連し当該事業体の活動は契約上の取決めによって方向づけられる場合などのように、その支配企業を決定する際に議決権または議決権に類似する権利が主要な要素とならないように設計された事業体である。

ストラクチャード・エンティティは以下のような特徴や特性の一部またはその全てを有する場合が多い。すなわち、制限された事業活動、当該ストラクチャード・エンティティの資産に関するリスクと便益を投資者に受け渡すことにより投資者に投資機会を提供することなど狭くかつ明確に定義された目的、従属する財政支援なしでその事業活動に資金供給をするために不十分な資本、および、信用リスクまたはその他のリスクを集散的に創り出す複数の契約に関連付けられた金融商品の形での投資者への発行（トランシェ）および資金調達である。

当シリーズトラストは、当シリーズトラストが投資するファンドがストラクチャード・エンティティであるかどうかを査定した。当シリーズトラストは、ファンド・マネージャーの解任、ファンドの解散またはファンドに対する持分の払戻し（かかる権利がファンドの解散と同等である場合）を含め、かかるファンドに対する議決権および他の当事者に付与されたその他の権利を検討し、当該ファンドの支配企業の決定の際にそれらの権利が主要な要素であるかどうかについて判断した。

当シリーズトラストは、実質的な解任権または解散権（解散に類似した払戻の権利を含む。）が存在しなければ、当該ファンドがストラクチャード・エンティティであると判断した。当シリーズトラストは、株式の保有を通じてファンドの持分を保有しており、組入ファンドは投資者から提供されるエクイティ・キャピタルにより資金を調達している。当シリーズトラストの投資については注記3に詳述されている。

以下の表は、当シリーズトラストに連結されていないが当シリーズトラストが持分を保有しているストラクチャード・エンティティの種類を表している。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質および目的	当シリーズトラストが保有する持分
集団投資スキーム	第三者投資家のための資産管理および管理会社の手数料の創出 投資家に対する受益証券の発行を通じて資金調達をしている。	ファンドが発行した受益証券に対する投資

2016年	純資産総額 (単位：円) (未監査)	「損益を通じて公正価値で測定される 金融資産」に含まれる帳簿価額 (単位：円)
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	5,273,314,927	244,897,884
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	3,113,958,878	238,754,320
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド	933,391,963	238,681,235
		722,333,439

2015年	純資産総額 (単位：円) (未監査)	「損益を通じて公正価値で測定される 金融資産」に含まれる帳簿価額 (単位：円)
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	6,338,727,481	228,396,890
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	2,791,094,841	232,669,875
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド	1,398,294,016	226,698,120
		687,764,885

2016年および2015年11月30日に終了した会計年度において、当シリーズトラストは非連結のストラクチャード・エンティティに対し財務上の支援をしておらず、今後財務上またはその他の支援する意向はない。

3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債

2016年11月30日および2015年11月30日現在の当シリーズトラストの最大エクスポージャーは、以下に概要が示される通り、集団投資スキームに対する当シリーズトラストの持分によって表される。

	2016年度 円	2015年度 円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
集団投資スキーム:		
ブラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	244,897,884	228,396,890
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	238,754,320	232,669,875
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド	238,681,235	226,698,120
	<u>722,333,439</u>	<u>687,764,885</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	722,333,439	687,764,885

ブラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドは、エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストとして設立された。2016年11月30日現在、エピック・ジャパン・ファンドはこれら2つのシリーズ・トラストのみで構成されるオープン・エンドのアンブレラ型ユニットトラストである。レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドは、エピック・ジャパン・アルファ・ファンドのシリーズトラストとして設立された。2016年11月30日現在、エピック・ジャパン・アルファ・ファンドは、2つのシリーズ・トラストで構成されるオープン・エンドのアンブレラ型ユニットトラストである。ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドは、2017年1月25日に償還された。

4. 金融商品の公正価値

下記の表は、以下のいずれかに基づき分析された公正価値で認識された金融商品を示している。

レベル1：活発な市場における同一の金融商品の（調整なしの）相場価格

レベル2：直接的（すなわち価格）または間接的（すなわち価格から算出される金額）に観察可能なインプットに基づく評価手法（このレベルには、活発でない市場における相場価格または市場データから直接的にまたは間接的に全ての重要なインプットが観察可能なその他の評価手法を用いて評価される金融商品が含まれる。）

レベル3：観察不可能な重要なインプットを用いた評価手法（このレベルには、観察可能なデータに基づかないインプットおよび当該金融商品の評価に重要な影響のある観察不可能なインプットを含む評価手法による全ての金融商品が含まれる。このレベルには、金融商品の差異を反映するために重要な観察不可能な調整または仮定が要求される類似の金融商品の相場価格に基づき評価される金融商品が含まれる。）当シリーズトラストは、レベル3に該当する金融商品を保有していなかった。

	レベル1 円	レベル2 円	レベル3 円	合計 円
2016年度				
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産				
集団投資スキーム	-	722,333,439	-	722,333,439
	<u>-</u>	<u>722,333,439</u>	<u>-</u>	<u>722,333,439</u>
2015年度				
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産				
集団投資スキーム	-	687,764,885	-	687,764,885
	<u>-</u>	<u>687,764,885</u>	<u>-</u>	<u>687,764,885</u>

当該年度中、レベル間の移動はなかった。(2015年：なし。)

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産は短期金融資産および金融負債であり、その簿価は公正価値に近似している。

下記の表は、損益を通じて公正価値で測定されない金融資産の公正価値を示しており、公正価値の測定方法により分類された公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分析したものである。

	レベル1 円	レベル2 円	レベル3 円	合計 円
2016年度				
資産				
現金および現金等価物	65,845,596	-	-	65,845,596
未収金	-	218,792	-	218,792
	<u>65,845,596</u>	<u>218,792</u>	<u>-</u>	<u>66,064,388</u>
負債				
未払金	-	6,131,480	-	6,131,480
	<u>-</u>	<u>6,131,480</u>	<u>-</u>	<u>6,131,480</u>
2015年度				
資産				
現金および現金等価物	74,030,583	-	-	74,030,583
未収金	-	227,501	-	227,501
	<u>74,030,583</u>	<u>227,501</u>	<u>-</u>	<u>74,258,084</u>
負債				
未払金	-	5,999,544	-	5,999,544
	<u>-</u>	<u>5,999,544</u>	<u>-</u>	<u>5,999,544</u>

5. 金融リスク管理

当シリーズトラストの金融商品から生じる主要なリスクは、次のとおりである。

市場リスク

市場価格リスクは、保有する金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。このリスクは、価格変動の影響を受ける市場ポジションをとることにより当シリーズトラストが被るかもしれない損失の可能性を示している。

当シリーズトラストの投資目的は、リスクを最小限に抑えながら長期的に絶対収益を上げることにある。投資運用会社は、当シリーズトラストの資産を自らが運用するその他の集団投資スキームへ投資することを通じ、かかる目的を達成することを目指している。投資運用会社は、当シリーズトラストが投資する集団投資スキームおよび各集団投資スキームに対する割当比率を決定する。当シリーズトラストは現金または預金を保有することもでき、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的とする場合などに、投資運用会社が自らの裁量で決定する国債、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品に投資することもできる。

投資運用会社は、自らの戦略を実行するため、現在、当シリーズトラストの資産を(a)エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストであるプライス・オブ・ジャパン・ファンド（少人数私募（適格機関投資家限定分付））、(b)エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストであるウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド（少人数私募（適格機関投資家限定分付））および(c)エピック・ジャパン・アルファ・ファンドのシリーズトラストであるレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド（少人数私募（適格機関投資家限定分付））の3つの集団投資スキームに投資している。

これらの集団投資スキームはの投資目的は、各々、持分証券においてロングおよびショート・ポジションを取ることにより最小限のリスクで絶対収益を達成することであるが、各集団投資スキームはそれぞれ異なる投資戦略を追求することができる。投資運用会社は、単一の投資対象ではなく複数の集団投資スキームに投資することにより、広範な投資戦略を追求することによって受益者に対するリスクを抑えることを目指してきた。当シリーズトラストの追補目論見書の「Particular Risk Factors」の項に当シリーズトラストへの投資に伴うリスクの詳細が記載されている。

投資制限

投資運用会社は、当シリーズトラストの勘定で以下の行為を行わない。

- (a) 投資運用会社が運用していない組入ファンドへの投資、
- (b) 単一の組入ファンドへの投資、または
- (c) 当シリーズトラストの純資産価額の50%を超えて1つの組入ファンドに対し投資すること。

投資運用会社は、当シリーズトラストの受益者の利益を考慮しつつ、違反が発見されたのち可及的速やかにファンドに適用される制限に従うため合理的に実行可能な方策を講じる。

投資運用会社は、以下の通り日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」第16条を固守しなければならない。

- (a) 投資運用会社は、有価証券の空売り契約を締結してはならない。
- (b) 投資運用会社は、当シリーズトラストの勘定で借入れを行うことができる。ただし、当該借入れはかかる借入れ時点の純資産価額の10%を超えないものとする。
- (c) 投資運用会社は、当シリーズトラストに代わりいかなる種類の持分証券または株式投資証券にも投資してはならない。
- (d) 当シリーズトラストの資産を流動性のない有価証券に投資する場合には、かかる投資証券の価格の透明性を確保するために所定の手続が実行される。
- (e) 投資運用会社は、投資運用会社または第三者の利益をはかる目的で行われ、受益者の利益を損なう取引等、受益者の利益保護に欠けるもしくは当シリーズトラストの資産の適正な運用を害すると知れている取引を行わない。

当シリーズトラストの運用実績は、伝統的なロングポジションのみの投資方針に比べ、市場全体の動きまたは主要な株価指数との相関関係は相対的に低い。市場リスクは、バリュー・アット・リスク (VaR) によって測定できる。

	2016年度	2015年度
1日VaR (信頼水準95%)	-0.40%	-0.61%

VaRは、統計的手法により測定した数値で、通常の市況において、ある一定の期間保有すると仮定し、ある一定の信頼水準で、ポートフォリオがどの程度損失を被るかを示したものである。例えば、信頼水準95%で1日VaRが1%の場合、平均して100取引日のうち95日については、ポートフォリオの1日の損失が1%を超えないことを示している。この1日VaRの数値の基礎となる基本的仮定として、ポートフォリオ全体を1日間保有するものとしている。

VAR分析の限界の開示

- VaR分析は、過去のデータに基づいたものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関、市場ストレス下の市場の流動性水準が過去のパターンと何ら関連がないかもしれないという事実を考慮できていない。
- 市場価格リスク情報は、正確な数値ではなく、リスクの相対的な推定である。
- 市場価格リスク情報は、仮説に基づく結果を示したものであり、予測を意図したものではない。
- 採用されたVaRの計算方法は、典型的なヒストリカル・シミュレーション（現在のポートフォリオの過去のリターンをシミュレートするために、ファンドの実際のリターンによる過去の分配金を使用せず、過去のマーケットのデータが使用される。）ではない。かかる計算方法は、ポートフォリオの動きを説明するものではなく、ポートフォリオが比較的安定している場合の合理的なリスク指標としてのみ使用されるものである。

流動性リスク

流動性リスクとは、価格変動が著しく金融市場が逼迫した時に、当シリーズトラストが合理的な価格で投資ポジションの規模を迅速に調整することができない可能性をいう。

当トラストの主要な流動性リスクは、投資家が売却を希望した場合の受益証券の買戻しである。受益者は、記入済みの買戻し請求書を関連する買戻し日がある月の前月の第5営業日または特定の場合に受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時まで送付しなければならない。

受益証券に流通市場が存在する見込みはない。したがって、受益者は日常的な買戻しによってのみ受益証券を処分することが可能となる。関連する販売会社が取引日に受益証券の買戻しを実行できるか否かは、受益証券の買戻しを実行する受託会社の能力または裁量に依存する。投資運用会社（または正当な権限を有するその代理人）が、受益証券の買戻しを実行する目的で当シリーズトラストのポートフォリオにおける持分を現金化することができない場合、受託会社はその単独の裁量によりまたは投資運用会社と協議のうえ純資産価額の決定および受益証券の買戻しを停止することができる。

当シリーズトラストは、集団投資スキームに投資することができるが、その結果流通市場が存在しない有価証券およびデリバティブに投資する場合がある。投資運用会社は、かかる流動性の欠如それ自体は問題とみなしておらず、実際、投資運用会社は長期的かつ非流動的な投資によって多様な利益および流通市場では得られないリターンの機会を得られると確信しているため、これらの低流動性の有価証券に厳密な割当を行っている。

集団投資スキームから換金できないことの副次的な影響は、当シリーズトラストの資産に関し、投資運用会社が要求するほどダイナミックに再割り当てを行うことができない点である。かかる制限は、集団投資スキームが期待される流動性に関し制約を課していない場合でも存在する。通常の市場および営業状況においても、当該集団投資スキームがまれにかつ十分な事前の通知を行った上でのみ買戻しが許される場合は、当シリーズトラストの集団投資スキーム間での資産の再割り当てに対する柔軟性は制限

される。

注記3において開示されたように、当シリーズトラストの集団投資スキームは、プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドおよびウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドで構成されている（2015年はプラウイス・オブ・ジャパン・ファンド、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドおよびウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドであった）。

プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドおよびウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドの受益証券は、受益者の裁量により買戻しのため各買戻し日に提出することができる。買戻し日とは、各暦月の第1営業日および/または投資運用会社が書面により受益証券が買戻せるとして指定するその他の日または複数の日をいう。

下表は、2016年11月30日および2015年11月30日現在の当シリーズトラストの金融負債を契約の満期により分析したものである。

	1ヵ月未満	1ヵ月以上 3ヵ月以内	合計
	円	円	円
2016年			
未払金	3,241,186	2,890,294	6,131,480
金融負債合計	3,241,186	2,890,294	6,131,480
2015年			
未払金	3,876,481	2,123,063	5,999,544
金融負債合計	3,876,481	2,123,063	5,999,544

信用リスク

取引相手方が認識された各金融資産に関連して、その義務を履行しない場合に当シリーズトラストが被る信用リスクの最高金額は、財政状態計算書に記載されている当該資産の簿価である。当シリーズトラストは、当シリーズトラストが取引する相手方の信用リスクにさらされており、また決済が不履行となるリスクも負っている。受託会社であるG.A.S.（ケイマン）リミテッドは、保管銀行にスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、現金の保管を目的とするサブ・カストディアンとしてBBH & Co.を任命した。現金は、銀行業者であるBBH & Co.によって保管され、分離口座に記録されている。BBH & Co.は、フィッチよりA+格付けを取得している（2015年：A+）。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドの最終的な親会社は、世界の複数の証券取引所に上場する日本の大手金融機関である三井住友信託銀行株式会社である。三井住友信託銀行株式会社は、スタンダード・アンド・プアーズよりA+格付けを取得している（2015年：A+）。

2016年および2015年11月30日現在、集団投資スキームの資産は、保管銀行によって全額保有されている。

当シリーズトラストは、いくつかの点でクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（集団投資スキームの「プライムブローカー」）の信用リスクにさらされている。(a) 担保を構成し、プライムブローカーの自己投資から分別管理できない投資があること、(b) プライムブローカーの名義で登録され、プライムブローカーの自己投資から分別管理されていない投資があること、(c) 投資は、プライムブローカーまたはその関連会社のために、プライムブローカーまたはその関連会社が貸借またはその他の方法で使用することができ、そのため、その投資がプライムブローカーまたはその関連会社の資産となること。ただし、当シリーズトラストは、同等の資産の返還を求める権利を有する。(d) プライムブローカーは、当シリーズトラストに代わり、現金を保有しているが、この現金は日本の金融庁のクライアントマネー規則に基づく顧客資金の保護の対象とはならない。したがって、プライムブローカーが支払不能に陥った場合、プライムブローカーが保有する当シリーズトラストの現金および

投資の全額を当シリーズトラストが回収できないリスクがある。プライムブローカーを100%所有しているクレディ・スイス・グループの現在の格付けは、ムーディーズはA2（2015年：A1）、スタンダード・アンド・プアーズはA（2015年：A）、フィッチはA（2015年：A）である。

2016年11月30日および2015年11月30日現在、当シリーズトラストの債権のうち、減損したものまたは減損していないが期限が到来したものはなかった。

通貨リスク

実質的に当シリーズトラストのすべての金融資産および負債は、円建てであり、財政状態計算書の金額およびトータルリターンは為替レートの変動によって著しい影響を受けることはない。

金利リスク

現金残高には変動金利が適用される。

現金および現金等価物を除く当シリーズトラストの金融資産と負債は無利息である。このため、当シリーズトラストは、市場金利の実勢水準の変動による重要な市場リスクの影響を受けない。財政状態計算書日現在の現金および現金等価物の残高に基づき、金利が1%上昇した場合には、包括損失が658,456円減少（2015年：包括損失が740,306円減少）したであろう。金利が1%低下した場合には、同額で逆の効果をもたらすだろう。

下表は、2016年11月30日および2015年11月30日現在、当シリーズトラストが負っている金利リスクを要約したものである。

2016年	1ヵ月未満 円	無利息 円	合計 円
資産			
現金および現金等価物	65,845,596	—	65,845,596
損益を通じて公正価値で測定 される金融資産	—	722,333,439	722,333,439
未収金	—	218,792	218,792
資産合計	65,845,596	722,552,231	788,397,827
負債			
未払金	—	6,131,480	6,131,480
負債合計	—	6,131,480	6,131,480

2015年	1ヵ月未満 円	無利息 円	合計 円
資産			
現金および現金等価物	74,030,583	—	74,030,583
損益を通じて公正価値で測定 される金融資産	—	687,764,885	687,764,885
未収金	—	227,501	227,501
資産合計	74,030,583	687,992,386	762,022,969
負債			
未払金	—	5,999,544	5,999,544
負債合計	—	5,999,544	5,999,544

6. 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、BBH & Co. に保管されている現金からなる。

7. 未収金

	2016年度 円	2015年度 円
前払費用	218,792	227,184
未収利息	—	317
	218,792	227,501

8. 未払金

	2016年度 円	2015年度 円
未払費用（注記10）	6,111,501	5,999,544
未払利息	19,979	—
	6,131,480	5,999,544

9. 持分受益証券

当シリーズトラストには、日本円の1種類の受益証券クラスがある。

	2016年度	2015年度
日本円		
期首発行済受益証券口数	72,168.55734	73,933.92824
発行済受益証券口数	8,187.05378	8,681.00673
買戻受益証券口数	<u>(4,516.40520)</u>	<u>(10,446.37763)</u>
期末発行済受益証券口数	<u>75,839.20592</u>	<u>72,168.55734</u>

受益証券は、当初申込期間中に受益証券1口当たり10,000円の販売価格で申込み可能であり、その後は後述の各取引日に申込み可能である。

当初申込期間の終了後における受益証券1口当たり販売価格は、当該取引日の直前の評価日の評価時点における純資産価額を当該評価日現在の当該クラスの発行済受益証券数で除し、1円未満を四捨五入して算出される。かかる四捨五入による利益は当シリーズトラストが留保する。

受益証券に関し、当初申込における引受人1名当たりの最低投資金額は、投資者1名につき100万円であり、追加申込における最低金額は受益者1名につき100万円の整数倍とする。

受益証券は、各買戻日に受益者の選択により買戻のために提出することができる。

保有する受益証券の買戻しを希望する受益者は記入済みの買戻請求書に管理事務代行会社が要求する情報および書類を添えて、関連する買戻日がある月の前月の第7営業日の午前10時（ダブリン時間）までに管理事務代行会社が受領できるよう、または特定の場合受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時間までに受領できるよう送付しなければならない。

受益者による各買戻日における最低買戻金額は100万円とし、その後は全額買戻しの場合を除き100万円の整数倍または投資運用会社が随時定める金額とする。ただし、買戻請求により100万円未満の価値の受益証券を保有することとなる受益者（実質所有者を含む。）から買戻請求書が提出される場合、当該買戻請求はかかる受益者が保有する受益証券全額の買戻しの場合のみ投資運用会社の決定により認められる。

受益証券1口当たり買戻価格を計算するため、受託会社は、受益証券1口当たり純資産価額から、買戻請求に応じるための資金調達のため資産を現金化またはポジションを決済することにより、当シリーズトラストの勘定に発生した財務および販売手数料を反映した適切な引当金を差引くことがある。

受益証券の買戻しに関し、解約制限または引出制限を行うことができる。2016年11月30日および2015年11月30日にそれぞれ終了した年度に関し、解約制限または引出制限は行われなかった。

当シリーズトラストは、外的に課せられる規制上の資本要件の対象になっていない。

10. 報酬および費用

管理会社の報酬

管理会社は、年間15,000米ドルの日本円相当額の報酬を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時には投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。管理会社はまた、当シリーズトラストへの主たる事務所の提供に関し、年間7,000米ドルの日本円相当額を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有する。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、投資運用契約に基づき提供するサービスに関し、報酬を受領せず、組入ファンドの段階で間接的に報酬を受ける。

注記12で開示したとおり、当シリーズトラストの投資運用会社は3つの集団投資スキーム全ての管理会社である。プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドについて、投資運用会社は各シリーズトラストから純資産価額（成功報酬および分配金の発生前）に対し年間2%の料率で報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に発生および計算され、毎月後払いされる。投資運用会社は、ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドについては年間1.5%の料率で、同様に計算された報酬を受領する。

投資運用会社はまた、3つの集団投資スキームそれぞれについて各暦四半期に四半期成功報酬を受領する。プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドのディストリビューター日本円ユニット、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの日本円-Mユニットおよび日本円-Sユニットならびにウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドの日本円-Mユニットについて計算される成功報酬は、これらの集団投資スキームそれぞれについて、調整済四半期末純資産価額がハイウォーターマークを上回った場合にその超過額の20%に相当する金額となる。プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドの米ドルユニット、日本円ユニットおよび日本円半期ユニット、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの米ドルFユニットおよび日本円Hユニット、ならびにウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドの米ドルFユニットおよび日本円Fユニットの成功報酬は、ユニットベースで計算されており、上記計算期間中の当該ユニットの受益証券一口当たり純資産価額が、当該ユニットの基準となる一口当たり純資産価額を超過した額の20%に相当する金額となる。

受託会社の報酬

受託会社は、当シリーズトラストの資産から、年1,200,000円の報酬を、毎月、後払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時に投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.08%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.06%。ただし、最低報酬額は年額432万円とする。

これらの報酬は各評価日現在で計算され、毎月後払いで支払われ、付加価値税が課税される（もしあれば）。

また、受託会社は、当シリーズトラストの資産から、事務管理会社の合理的かつ適切に証明された支出、費用、（ファンドの書類の現行化／レビューに係る手数料を含む）手数料、（付加価値税を含めた）訴訟費用を含む当座払い費用、当シリーズトラストに対する事務管理業務を事務管理会社またはその代理人が提供するにあたり発生する費用（事務管理業務の提供に係るこの費用については、事務管理会社が支払いを行う前に受託会社の承認を受ける）を支払う。

保管銀行の報酬

保管銀行は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.02%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタル

ゲインからの分配金支払がある場合、その発生前) に対して年間0.01%。ただし、最低報酬額は月額4万円とする。

- ・ 申込および買戻の1回の指図につき、1万2千円の取引報酬。

また、保管銀行の立替金または雑費（付加価値税が課される場合、それを含む。）、銀行口座維持手数料、銀行業務手数料、通常の代理手数料および保険費用（適用ある場合）ならびにサブ・カस्टディアン報酬（通常の商取引上の条件によるものとし、取引報酬を含む。）ならびに保管銀行の全ての（制限されない）弁護士費用を含むがそれらに限定されない費用を支払う権利を有する。

販売会社の報酬

販売会社は、当シリーズトラストの資産から、純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）の0.50%（年率）の販売報酬を受領する権利を有する。各評価日に発生および計算され、毎月後払いで支払われる。2015年11月30日以前は、販売報酬は純資産価額の1.25%（年率）であった。

代行協会の報酬

販売会社は、日本証券業協会の代行協会会員である。代行協会会員は、当シリーズトラストの資産から、純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）の0.25%（年率）の報酬を受領する権利を有する。各評価日に発生および計算され、毎月後払いで支払われる。2015年11月30日以前は、代行協会報酬は純資産価額の0.50%（年率）であった。

設立費用

当シリーズトラストの設立に関連した費用および手数料（疑義を避けるため付言すると、目論見書、追補目論見書、基本信託証書および追補信託証書ならびにその他当シリーズトラストに関する全ての契約書に関連する登録費用および政府手数料ならびに専門家の手数料を含む。）（以下「設立費用」という。）の金額は約970万円と見込まれた。取引目的の純資産価額の決定のため、かかる設立費用は、投資運用会社が受託会社またはその正式な代理人と協議の上その他の方法を適用することを決定しない限り、当初募集期間の終了時から当シリーズトラストの第5会計年度が終了するまでの期間で償却される。財務諸表において、かかる金額は2012年に発生し、全額費用に計上された。

未払報酬

11月30日現在の未払報酬は、次のとおりである。

	2016年度 円	2015年度 円
販売会社および代行協会報酬	489,105	1,105,244
管理事務代行会社報酬	360,000	360,000
保管銀行報酬	98,400	72,000
受託会社報酬	100,000	100,000
監査報酬	2,173,702	2,239,237
その他未払費用	2,890,294	2,123,063
	<u>6,111,501</u>	<u>5,999,544</u>

11. 正味実現および未実現利益／（損失）

	2016年度 円	2015年度 円
売買目的保有の金融商品		
投資に係る正味実現利益	9,412,402	14,215,505
通貨に係る正味実現利益	30,264	-
投資に係る正味未実現利益（損失）の変動額	3,136,509	(469,406)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純利益	12,579,175	13,746,099

12. 関連当事者取引

当事者は、財政上または運営上の意思決定を行うにあたり、一方の当事者が他方の当事者を支配または他方の当事者に重大な影響を与える場合、関連当事者とみなされる。受託会社、投資運用会社、管理会社および関連会社は、当シリーズトラストの関連当事者とみなされる。通常の営業過程における取引を除き、関連当事者との取引は行われていない。当年度に関連当事者に支払った報酬は、包括利益計算書において開示されている。関連当事者への当年度の未払報酬額は、注記10に開示されている。当シリーズトラストの投資運用会社は、注記3で開示されている通り、3つの集団投資スキーム（2015年：3つ）すべての管理会社である。

13. 取引純資産価額の財務諸表純資産価額への調整

当シリーズトラストの設立および編成費用に関連するすべての報酬および費用は、当シリーズトラストが負担する。IFRSに従い、970万円と見積もられた設立費用の全額が、発生した期間の包括利益計算書に計上された。取引目的に使用される受益証券1口当たり報告純資産価額の計算のため、当シリーズトラストの設立に関するこれらの設立費用は最初の5会計年度にわたり償却されるかまたは管理会社が決定する他の期間に管理会社はその絶対的な裁量により目論見書に従い公正であるとみなす方法で償却される。

	2016年度	2015年度
財務諸表上の純資産価額	782,266,347円	756,023,425円
設立費用調整	87,116円	1,858,134円
取引純資産価額	782,353,463円	757,881,559円
受益証券口数	75,839.20592	72,168.55734
受益証券1口当たり純資産価額	10,315円	10,476円
受益証券1口当たり取引純資産価額	10,316円	10,502円

14. 分配方針

受託会社は、受益証券に関する当シリーズトラストの収益および実現されたキャピタルゲインの分配を行わないものとする。受託会社は、投資運用会社の助言に基づき、分配を行うことができる新たなクラスの受益証券を創設することができる。

15. 後発事象

2017年2月23日までの当シリーズトラストに対する受益者による申込金額は総額3,000,000円であり、払戻金額は総額8,891,974円であった。

2016年11月30日現在、ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドは、当シリーズトラストの純資産価額の30.51%を占めていた。2017年1月25日にウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドは償還された。

本財務諸表において開示する必要があるその他の後発事象はなかった。

16. 財務諸表の承認

受託会社は、2017年2月23日に本財務諸表を承認した。

(3) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表（未監査）

2016年11月30日現在

	名目保有 口数	公正価額	純資産 価額に対 する比率
集団投資スキーム	(口)	(円)	(%)
ケイマン諸島			
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド・日本円ユニット	12,348	244,897,884	31.31
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	13,820	238,754,320	30.52
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	19,435	<u>238,681,235</u>	<u>30.51</u>
損益を通じて公正価値で測定した金融資産合計		<u>722,333,439</u>	<u>92.34</u>

2015年11月30日現在

	名目保有 口数	公正価額	純資産 価額に対 する比率
集団投資スキーム	(口)	(円)	(%)
ケイマン諸島			
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド・日本円ユニット	11,437	228,396,890	30.21
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	15,133	232,669,875	30.77
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	17,292	<u>226,698,120</u>	<u>29.99</u>
損益を通じて公正価値で測定した金融資産合計		<u>687,764,885</u>	<u>90.97</u>

第4 お知らせ

該当事項はありません。